



FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第907号 (一部抜粋)



令和4年1月26日



5. ◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ 改正肥料法が施行されました！ ◆



「肥料取締法」の一部を改正する法律は令和元年12月に公布され、法律名が「肥料取締法」から「肥料の品質の確保等に関する法律（通称：肥料法）」に変わるとともに、肥料の生産・輸入・販売に関わる様々なルールが変わりました。このルールの変更は、令和2年12月と令和3年12月の2回に分けて実施されました。

令和2年12月1日からは、法律の名前が変わるとともに、化学肥料と堆肥などを混合した肥料をより簡単な手続きで生産できる制度が導入され、農業者のニーズに柔軟に対応した肥料が作りやすくなりました。

そして、令和3年12月1日からは新たに原料管理制度が導入され、(1)肥料原料として使用できる安全な産業副産物の明確化、(2)原料に関する情報を記録した帳簿の保管、(3)原料等に関する虚偽の宣伝の禁止について定められました。

日本はりん鉱石などの肥料原料の多くを輸入していますが、資源の枯渇や原料価格の高騰が懸念されています。一方、家畜の排せつ物や食品工場から出る不要物など産業活動の中で生じる副産物には、肥料の原料として活用できるものがあり、国内で安く安定して調達できる原料として注目されています。しかし、産業副産物は有害物質を含む場合があるため、産業副産物の肥料利用を進めるには、どのように安全を確認するかが課題です。

原料管理制度の導入により、事業者が徹底した原料管理を行うことで産業副産物を原料とした肥料の安全が確保され、このような肥料を使って育てた農作物の安全が確保されることが期待されます。

肥料法の改正に関する情報について、詳しくは農林水産省のウェブサイトをご参照ください。

肥料制度の見直しについて（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/seidominaoshi.html